

## 鉄道に関する技術基準（車両編）における基礎知識（2）

社団法人 日本鉄道車輛工業会

### [鉄道事業の定義]

鉄道事業は、鉄道事業法（昭和61年[1986年]12月4日 法律第92号）によって第一種、第二種、第三種の3種類で定義されている。

#### ・ **第一種鉄道事業**

他人の需要に応じ、鉄道(軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道及び同法が準用される軌道に準ずべきものを除く。以下同じ。)による旅客又は貨物の運送を行う事業であつて、第二種鉄道事業以外のものをいう。

第一種鉄道事業者：JR 各社（除：JR 貨物）、殆どの私鉄、公共団体等

#### ・ **第二種鉄道事業**

他人の需要に応じ、自らが敷設する鉄道線路(他人が敷設した鉄道線路であつて譲渡を受けたものを含む。)以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業をいう。

第二種鉄道事業者：代表例として JR 貨物、のと鉄道等

#### ・ **第三種鉄道事業**

鉄道線路を第一種鉄道事業を営する者に譲渡する目的をもつて敷設する事業及び鉄道線路を敷設して当該鉄道線路を第二種鉄道事業を営する者に専ら使用させる事業をいう。

第三種鉄道事業者：代表例として神戸高速鉄道、千葉ニュータウン鉄道

以 上